

## 瑞浪市総合教育会議設置要綱

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、瑞浪市の教育に資するため、瑞浪市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 瑞浪市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 瑞浪市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に構すべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議

### (組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

### (会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### (意見の聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、前条ただし書の規定により非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

(庶務)

第8条 総合教育会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。